

居宅介護サービス
重 要 事 項 説 明 書

株式会社 あかね

重要事項説明書

令和 6 年 6 月 1 日現在

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 法人概要

法人名称	株式会社 あかね
法人所在地	東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-20 サンタワーズ D 棟 8F
電話番号	03-5433-1441
FAX 番号	03-5433-3494
設立日	平成14年10月
資本金	1000万円
代表者氏名	若尾 肇 宏
所有サービス	介護保険サービス 訪問介護事業 ・ 第1号訪問介護事業 福祉用具貸与事業 ・ 介護予防福祉用具貸与事業 特定福祉用具販売事業 ・ 介護予防特定福祉用具販売事業 住宅改修事業 障害者福祉サービス 居宅介護事業 ・ 重度訪問介護事業 移動支援事業 その他サービス 医療機器、介護・福祉関連商品販売

3 事業所概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者番号	身体障害者居宅介護	13000101912116
	知的障害者居宅介護	13000201912115
	児童居宅介護	13000301912114
事業所名	株式会社 あかね	
所在地	東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-20D 棟 8 階	
サービス提供地域	世田谷区	

(2) 同事業所の職員体制

職	職務の内容	人員数
管理者	従業者及び業務の管理を一元的に行う。	1名（兼務可能）
サービス提供責任者	介護福祉士の資格を持つ者が、指定訪問介護利用の申し込みに関わる調整を行い、訪問介護計画の作成並びに利用者への説明を行い、サービス内容の管理を行う。	1名以上 （利用者40名につき1名）
訪問介護員	介護福祉士・実務研修修了者・初任者研修修了者・ヘルパー1級・ヘルパー2級の資格を持つ者が訪問介護計画に基づき、日常生活に必要な指定訪問介護サービスを提供する。	2. 5名以上 （常勤換算）

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～20：00
平日	○	○
土・祝日	○	○

＊ 時間帯により料金が異なります。

＊ 12月29日～1月3日は休業

4 サービス内容

(1) 身体介護

- ・ 食事介助 食事を摂るのに必要な介助および見守り。口腔内の清潔を保つ為食後に歯磨き、うがいを行います。
- ・ 入浴介助 入浴をする為の緒準備。（お湯張り、入浴に必要な物品の準備）入浴に必要な介助および見守り。
- ・ 排泄介助 トイレの中での介助、おむつ交換、差し込み便器、おもらしのケアを行います。
- ・ 清拭 からだの清潔を保つために体を温かいタオルで拭く等のケアを行います。（足浴、手浴、洗髪、陰部の清潔）
- ・ 体位変換 ベッド上や車椅子上での、体の向きを変えます。
- ・ 移動介助 安全に他の場所に移るための介助を行います。
（ベッドから車椅子、ベッドからポータブルトイレなどお客様に無理のないよう安全に移します。）
- ・ 通院介助 安全に病院へ行くための移動介助および見守りを行います。
（車椅子を押す、安全確認、体を支えるなど安全に送り迎えを致します。）
- ・ 歩行介助 転倒を防ぐための介助および見守りを行います。

(2) 家事援助

- ・ 買物 お客様が生活するのに必要な日常的な買物を行います。
（お客様の日常生活に必要なもの。但しご家族の分は行えません。）

- ・ 調理 お客様が食べやすい献立を調理、配膳、片付けを行います。
(お客様が入れ歯で硬いものが食べにくい方は、やわらかく細かく刻んだ簡単なお食事。飲み込みにくい方は、トロミをつけた飲み込みやすい簡単なお食事。但しご家族の分は調理できません。)
- ・ 掃除 安全で快適な生活が送れるように整理整頓をし、掃除をする事で衛生面に気を配り、病気などにならないように支援をする。
(お客様の居室は心地よく快適に贈れるように心がけるように整理整頓をする。お客様がお使いになる場所の掃除以外は行えません。)
- ・ 洗濯 ご本人の寝床に関するもの(シーツ、カバー類)お客様の衣類、お客様の日常生活でご使用になるもの(ハンカチ、タオルなど)の洗濯、乾燥(採光など)取り込み、たたみ、整理整頓等を行います。

(重要注意事項)

障害者総合支援法により、次のようなサービスは介護給付費の範囲外になっております。もしご要望があってもサービス提供ができませんので、予めご了承下さい。

＊ご利用者の日常生活に直接関係のない、庭掃除・草むしり・ガラス拭き・換気扇の掃除などの大掃除に準じる掃除。

＊ご利用者以外のご家族に関わる、掃除・洗濯・食事の支度など。

5 利用料金

(1) 利用料

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

・ 障害者の利用者負担

所得区分		世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護		生活保護受給世帯	0 円
低所得 1		市町村民税非課税世帯であって障がい者本人の収入が年収 8 0 万円(障がい基礎年金 2 級相当額)以下の方	0 円
低所得 2		低所得 1 以外の市町村民税非課税世帯の方	0 円
一般	所得割 16 万円未満	市町村民税課税世帯	9,300 円
	所得割 16 万円以上		37,200 円

・障害児の利用者負担

生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1 ・ 2	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	所得割 2 8 万円未満	4, 600 円

・サービス料金

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額
身体介護	30 分未満	2, 867 円	287 円
	30 分以上 1 時間未満	4, 524 円	453 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6, 574 円	658 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	7, 492 円	750 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	8, 444 円	845 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	9, 374 円	938 円
	3 時間以上	10, 315 円に 30 分増すごとに 929 円加算	1, 032 円に 30 分増すごとに 93 円加算

(身体介護を伴う場合)	通院等介助	30 分未満	2, 867 円	287 円
		30 分以上 1 時間未満	4, 524 円	453 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	6, 574 円	658 円
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	7, 492 円	750 円
		2 時間以上 2 時間 30 分未満	8, 444 円	845 円
		2 時間 30 分以上 3 時間未満	9, 374 円	938 円
		3 時間以上 30 分増すごとに加算	10, 315 円に 30 分増すごとに 929 円加算	1, 032 円に 30 分増すごとに 93 円加算
家事援助		30 分未満	1, 187 円	119 円
		30 分以上 45 分未満	1, 713 円	172 円
		45 分以上 1 時間未満	2, 206 円	221 円
		1 時間以上 1 時間 15 分未満	2, 676 円	268 円
		1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	3, 080 円	308 円
		1 時間 30 分以上	3, 483 円に 30 分増すごとに 392 円加算	349 円に 30 分増すごとに 40 円加算
(身体介護を伴わない場合)	通院等介助	30 分未満	1, 187 円	119 円
		30 分以上 1 時間未満	2, 206 円	221 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	3, 080 円	308 円
		1 時間 30 分以上	3, 864 円に 30 分増すごとに 772 円加算	387 円に 30 分増すごとに 78 円加算
重度訪問介護		1 時間未満	1, 810 円	181 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満	2, 710 円	271 円
		1 時間 30 分以上 2 時間未満	3, 620 円	362 円
		2 時間以上 2 時間 30 分未満	4, 520 円	452 円
		2 時間 30 分以上 3 時間未満	5, 420 円	542 円
		3 時間以上 3 時間 30 分未満	6, 320 円	632 円

3時間30分以上4時間未満	7,230 円	723 円
4時間以上8時間未満	8,080 円に 30 分増すごとに 850 円加算	808 円に 30 分増すごとに 85 円加算
8時間以上12時間未満	14,880 円に 30 分増すごとに 850 円加算	1,488 円に 30 分増すごとに 85 円加算
12時間以上16時間未満	21,630 円に 30 分増すごとに 800 円加算	2,163 円に 30 分増すごとに 80 円加算
16時間以上20時間未満	28,090 円に 30 分増すごとに 860 円加算	2,809 円に 30 分増すごとに 86 円加算
20時間以上24時間未満	34,910 円に 30 分増すごとに 800 円加算	3,491 円に 30 分増すごとに 80 円加算

・新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,240 円	224 円	1 月あたり

・利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1 月あたり

・福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：月のサービス利用料に **34.7%**を追加して算定

*基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 2 5 % 増し料金になります。

*上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 交通費

本社より、ご自宅・または送迎場所等にお伺いする際にかかる交通費を必要に応じ、実費にて請求させていただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、介護給付費の 50%（別途消費税）を請求させていただきます。キャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 03-5433-1441

ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日午後 5 時までにご連絡がなかった場合	介護給付費の 50% (別途消費税)

(4) その他

ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。

(5) 利用料金のお支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌々月中旬頃に請求致しますので、指定期日までにお支払ください。支払いは、原則として自動口座の引き落としにてお願いいたします。

※銀行口座 … 毎月27日引き落とし

※27日が土、日、祝日と重なる場合は、翌営業日が引き落とし日となります。※ご事情により現金、郵便局振込も対応いたします。(手数料無料の振込用紙をご用意いたしております。)

6 サービス提供の利用方法

(1) サービス提供の利用開始

- ① 介護給付費の支給決定を受けた方で、弊社において、サービス提供の依頼を受けた後、契約を締結し、居宅介護計画を作成して、居宅介護計画の基づき居宅介護サービスの提供を開始します。
- ② サービス提供に当たっては、適切な居宅介護サービスを提供するために、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービス提供の終了

① ご利用者のご都合でサービス提供を終了する場合

サービス提供の終了を希望する日の1週間前までに文書での通知を行った場合には解除することができます。ただし、ご利用者様の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内の通知でも契約を解除することができます。

② 当社の都合でサービス提供を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、契約を解除する日の1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

＊ご利用者が施設等に入所した場合。

＊ご利用者が死亡された場合および被保険者資格を喪失した場合。

④ その他

＊当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、

ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービス提供を終了することができます。

＊ご利用者が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日間以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当社や当社サービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービス提供を終了させていただく場合があります。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに従い主治医、救急隊、親族等へ連絡します。

医療機関等	主治医氏名	
	連絡先	
緊急時のご連絡先	氏名	
	連絡先	

8 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市区町村、ご家族に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置に対して記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（東京海上日動火災と契約を結んでおります。）

保 険 会 社	東京海上日動火災保険株式会社
---------	----------------

9 秘密の保持について

- ① 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなく業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当事業所では、お客様の医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当社 ご利用者相談・苦情窓口 株式会社 あかね
電話 03-5433-1441
受付時間 平日 9:00～18:00 まで（土・日・祝日は休み）
担当者 榊 真治

11 サービスご利用にあたっての留意事項

- ① IC タグによるヘルパーの訪問状況の管理、およびスマートフォン（携帯端末）による介護記録システムを導入しております。このシステムの導入でご利用様の情報をリアルタイムで事業所と共有しております。サービス終了時にスマートフォン（携帯端末）による「サービス提供記録票」を作成し、電子データとして当事業所で保管させていただきます。記録のお控えがご希望の方はメール対応又は事業所より印刷して後日お渡しさせていただきます。
- ② スタッフは常に身分証を携帯し、提示を求められたときはいつでも提示いたします。
- ③ サービス提供するために必要な用具や、水道、ガス、電気等の費用はご利用様のご負担になります。
- ④ 自転車及びバイクで訪問いたしますので、ご指定の場所に置かせていただきます。
- ⑤ 医療行為（褥瘡の処置・摘便など）を行なうことが出来ませんので、ご理解下さい。
- ⑥ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供はできません。
- ⑦ 利用者の同居家族に対するサービスの提供はできません。
- ⑧ 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。
- ⑨ 利用者と従業者の間での金銭の貸し借りは致しません。買物代行支援の際は買物代金をお預かりしてからとなります。
- ⑩ 買物代行時以外の金銭、預金通帳、カード、証書、書類などの預かりはできません。
- ⑪ サービスは、利用者様宅についてからの開始になります。
- ⑫ 従業者との個人的なお付き合いは、ご遠慮ください。（携帯番号を教えるなど）
- ⑬ 従業者へのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。
- ⑭ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑮ 利用者又はその家族に、体調の変化があった際には事業所の従業者にご連絡下さい。

12 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

利用者（その家族）とは、非常災害時の対応について定期的に確認します。

1 3 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

(2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

(3) 一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

1 4 虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

1 6 天災不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

1 7 損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を考慮して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

令和 年 月 日

居宅介護の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	株式会社 あかね
所在地	東京都世田谷区三軒茶屋 2-11-20 D 棟 8 階
代表者名	代表取締役社長 若尾 肇宏 印
説明者	印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所
	氏名 印
代理人	住所
	氏名 印